

新潟市技能功労者選考委員会要領

(開 催)

- 1 新潟市技能功労者として表彰を受ける者を選考するに際し、公正、かつ適切を期するために、新潟市技能功労者選考委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

- 2 委員会は、団体等から技能功労者として市長に推薦があった者について、提言を行う。

(構 成)

- 3 委員会の委員は、10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。
 - ① 業界代表及び技能関係団体の代表
 - ② 市職員

(任 期)

- 4 委員の任期は、2年以内とし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役 員)

- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(委 員 長)

- 6 委員長は、会議の進行を行う。

(職務代理)

- 7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときには、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

- 8 委員会は、必要に応じ市長が招集する。

(事 務 局)

- 9 委員の事務局は、経済部雇用・新潟暮らし推進課内に置く。

(そ の 他)

- 10 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

- | | |
|-----|------------------------|
| 附 則 | この要領は、昭和61年7月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成4年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成11年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成11年9月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成16年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成19年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成21年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成22年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成26年4月1日から施行する。 |

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
附 則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。